

丸亀市自治推進委員会について

1. 自治推進委員会

丸亀市自治推進委員会は、市民参画及び協働の適正かつ円滑な推進及び市民による自治の進展を図ることを目的に、「丸亀市自治基本条例」に基づき、市の附属機関として設置するものです。

附属機関：審議、審査、調査、調停などを行うために、組織に附属して設置する機関で、地方公共団体の附属機関は地方自治法において規定されており、法律や各自治体の条例に基づいて設置します。

丸亀市自治基本条例（抜粋）

第7章 市民参画及び協働

（自治推進委員会の設置）

第21条 市民参画及び協働の適正かつ円滑な推進及び市民による自治の進展を図ることを目的として、丸亀市自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができる。
- 4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければならない。
- 5 委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2. 委員会の構成、運営等

(1) 委員会の構成、会議の開催等

別紙「丸亀市附属機関設置条例」のとおり

(2) 会議の公開

別紙「丸亀市附属機関会議公開条例」、「丸亀市附属機関会議公開条例施行規則」のとおり

3. これまでの経緯

平成 18 年 10 月 丸亀市自治基本条例施行
11 月 丸亀市自治推進委員会（設置）＜第 1 期＞
（平成 18 年 11 月～平成 20 年 11 月）

「丸亀市協働推進条例」（H19.4 施行）、「丸亀市協働推進計画」について審議

平成 21 年 2 月 丸亀市自治推進委員会 ＜第 2 期＞
（平成 21 年 2 月～平成 23 年 2 月）

自治基本条例に関する市民アンケートの実施
（平成 22 年 7 月～8 月）

自治基本条例について検証
・市民アンケート結果に基づく検証
・各条項の内容と運用について検証
「丸亀市自治基本条例の見直しに関する検証結果報告書」を市長へ提出（平成 23 年 2 月）

平成 23 年 5 月 丸亀市自治推進委員会 ＜第 3 期＞
（平成 23 年 5 月～平成 25 年 5 月）

4. 今後の進め方（案）

検証結果報告書の提言内容を受けて、さらに具体的な取組について検討

